

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令遵守、経営効率性の向上、顧客対応の向上等による事業活動を通じた企業価値の最大化を目指し、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼されると共に、長期的且つ積極的な利益還元を継続するため、当社業務の適正性を確保する体制の構築並びに維持を主な課題として事業活動を展開していく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エムエスシー	169,462	12.33
阪田 和弘	64,300	4.67
寺村 久義	53,050	3.86
佐藤 兼義	48,400	3.52
株式会社カスタム	44,100	3.20
日本生命保険相互会社	40,000	2.91
佐藤 創也	35,000	2.54
東京信用金庫	18,000	1.30
クオレ株式会社	16,100	1.17
生熊 枝折	15,700	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
古内 耕太郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古内 耕太郎			【選任理由】 葬祭業最大手の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営体制を維持するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人に所属する原山精一氏、森田高弘氏、公認会計士及び監査業務補助者により行われております。

監査役と会計監査人は、監査計画とその実施方針及び実施状況、監査結果の聴取、内部統制上の改善事項の有無等について必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催しており、加えて内部監査室と連携し、適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の執行を図っております。

内部監査は、当社における不祥事等のリスクを未然に防止するため、社長直轄の内部監査室を設置しており、2名で構成されております。業務全般の妥当性や有効性、法令遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた助言・勧告を行っております。

年間監査計画に従い、監査役は内部監査が行われる都度その報告を受けると共に必要に応じ実施する内部監査に立ち会っております。改善が必要な場合は指示・指導を行い、改善状況の報告も受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸野 登紀子	弁護士													
野口 和弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸野 登紀子			【選任理由】 弁護士としての豊富な経験と法令に関する高い専門性から、当社の監査体制を維持するため。 【独立役員指定理由】 当社と独立性に影響を与える取引等の利害関係が無いことにより独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれもないことから独立役員に指定している。
野口 和弘			【選任理由】 公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する高い専門性から、当社の監査体制を維持するため。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

特に施策としての規定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員別に各々の総額を開示しております。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し株主の負託に応えるべく、当社の業績や経営環境を考慮し、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針としております。
社内取締役の報酬等は、担当職務、貢献度、各役員の役位等に応じた固定報酬と、当社の業績等を考慮した賞与で構成されております。
社外取締役及び監査役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。
当社は、役員の報酬等の額を株主総会の決議によって定める旨を定款で定めており、取締役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において年額150,000千円以内、監査役の報酬限度額は、1995年6月30日開催の第29期定時株主総会において年額50,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従人員は配置していませんが、経営統括本部、その他関連部署が適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
寺村 久義	相談役	社長から諮問があった場合、経験及び知見に基づく助言。	非常勤、報酬無	2020/06/22	1年

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

(1)取締役会について

取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成されており、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業計画、組織等経営上の重要な事項を全て審議、意志決定すると共に、各部門の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

(2)監査役会について

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、毎月1回開催しております。監査役は毎回取締役会にも出席しており、取締役の職務執行、その他経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。

(3)執行役員会について

執行役員会は、取締役、監査役、執行役員により構成されており、的確な経営判断と業務執行の意思統一を主旨として毎月1回開催しております。取締役会の決議事項、その他重要な事項について実務的な観点から事前審議を行っております。

(4)会計監査人について

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正並びに適法性について、助言、指導を受けております。

(5)内部監査について

内部監査については、社長直轄の内部監査室を設置し、2名で構成されております。業務全般の妥当性及有効性、法令遵守状況等について監査を実施し、業務改善に向けた助言、勧告を行っております。

(6)責任限定契約について

当社と社外取締役及び監査役、会計監査人は、会社法第427条第1項に規定する、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名、監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。監査役と会計監査人は、必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日と予想される日の約1週間前に開催することを原則としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「 http://www.nichiryoku.co.jp 」において、決算短信、決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、お客様個人の機微情報を知りうる立場にあるため、「個人情報の保護」を重要な経営課題として、管理責任者による情報管理状況の聴取や改善指導等を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「法令遵守」を経営の基本方針としております。社内業務全般にわたる諸規則が整備され、各規程の下、各役職員が権限と責任をもち業務を遂行しております。また、社長直轄の内部監査室による内部監査を実施しております。

内部情報管理体制強化のため、管理責任者として経営統括本部担当役員を定めております。重要事実が発生した場合は、当該本部担当役員の一元管理のもと、定められた手続きに従い適切な時期及び方法により公表しております。

組織運営方法として執行役員制度を採用し、経営の意思決定と具体的な行動計画及び業務執行の担当を、それぞれ取締役会、執行役員会及び執行役員に区分しており、部門間の連携並びに相互牽制も機能しております。

また、「個人情報の保護」を重要な経営課題として位置付け、監査役及び内部監査室主導の下、小人数のミーティング形式で、本社、支店、工場等の管理責任者並びに従業員に対し、情報保護の重要性や企業危機管理の徹底を促すと共に、遵守状況の聴取や改善指導を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済や社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固拒絶します。
2. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、日頃から警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。

株 主 総 会

